

永平寺町建設工事の発注及び業者選考に関する基準

平成18年2月13日
告示第37-1号
平成30年3月22日
告示第51号

(目的)

第1条 この基準は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の12（指名競争入札の参加者の指名等）及び永平寺町契約事務規則（平成18年規則第40号）第33条（指名基準）の規定に基づき、永平寺町が建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計等（以下「工事等」という。）を発注するときの基準及び業者等を指名する場合の選考の基準を定め、公正な選定及び契約の適正な履行を図ることを目的とする。

(業者選定の原則)

第2条 業者選定は建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成18年告示第5号）の規定により登録された有資格者から選考しなければならない。

2 町内営業所又は支店等で施工可能な工事等については、町内業者を選考する。

3 前各項のほか、次に掲げる各事項を総合的に考慮するものであること。

- (1) 登録業者の格付け等級
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 経営及び信用の状況
- (4) 当該工事の施工能力及び技術者の状況
- (5) 工事成績又は納入成績
- (6) 手持ち工事等の状況
- (7) 当該工事等に対する地理的条件

(業者選定数基準)

第3条 1件の工事等の入札に指名する基準数は、別表1のとおりとする。

2 次の各号に該当するときは、前項の規定によらないことができる。

- (1) 特殊な工法又は技術を必要とするとき
- (2) 工事等材料が特殊な製品であるとき
- (3) 小規模な工事であるとき

(発注基準)

第4条 入札等における業者の選定は、前条の規定によるほか、別表2に定める発注基準によるものとする。この場合、町の定める等級は、指名業者選考委員会において協議し決定するものとする。ただし、建設工事共同企業体については、この限りではない。

(算定基準)

第5条 建設工事に係る町が定める等級は、共通項目点数と特別項目点数を合計した総合点数を基準とする。総合点数は1年毎に算定する。（11月）

(共通項目点数)

第6条 共通項目点数は、建設業法第27条の29の規定に基づく、審査基準日前1年以内に終了する直前の決算日を基準とする総合評定値とする。

(特別項目点数)

第7条 特別項目点数は、項目ごとに下表に掲げる方法で算出した各点数（1未満の端数があるときは、四捨五入する。）の和とする。

分野	項目	算定方法
工 事 成 績	(1) 工事成績	審査基準日の直前2年間に完成検査が行われた町発注工事に係る工事成績評点要領9条第2項に定める総評点又はその平均点に基づき、共通項目点数に別表3に掲げる割合を乗じて得た数。
	技 術 力	(2) 安全管理措置の不適切に基づく指名停止措置
信 頼 性		(3) 不正行為等に基づく指名停止措置等
	(4) 監督処分	審査基準日の直前2年間において、法第28条または第29条の規定に基づく指示もしくは営業停止又は許可の取消しの処分（以下「監督処分」という。）を受けた者について、当該処分1件につき、共通項目点数に別表6に掲げる割合を乗じて得た額を減点する。
社 会 性	(5) 緊急災害等における貢献度	ア 資格審査の申請期間の末日において、町と災害復旧に関する協定を締結しているもの 共通項目点数×1/100
		イ 審査基準日の属する年度またはその前年度において、町と除雪作業に係る契約を締結している者 共通項目点数×3/100
		ウ イに規定する除雪契約を審査基準日に属する年度において町と締結している者のうち、当該契約に係る除雪作業を自社で所有し又はリース保有する除雪用機械で行う者 共通項目点数×2/100
		エ 資格審査の申請期間の末日において、消防団協力事業所表示証を取得している者（主たる営業所について取得している場合に限る。） 共通項目点数×1/100
		オ 資格審査の申請期間の末日において、防災士機構が認定する防災士証を有する者（当該職員1人につき共通項目点数に加点する。共通項目点数×1/100（3/100を上限とする。））

(資格の認定および格付けの基準点)

第8条 資格の認定および格付けは、第5条の規定により算定された総合点数に基づいて、次表の業種に係る等級を決定するものとする。

町内業者（町内に主たる営業所を有する建設業者（以下「町内建設業者」という。）

等級 業種	A	B
土木一式工事	780以上	780未満
管	700以上	700未満
上記以外の業種	基準点を設けない	

(業者選考の基準の特例)

第9条 次の各号の一に該当する場合は、第2条、第3条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号の定めるところにより選考することができるものとする。

(1) 次に掲げる事項に該当する場合は、町外、県外に主たる営業所を有する業者を選考することができる。

ア) 大規模工事の場合

イ) 第5号に定める特殊と認められる工事等の場合

(2) 発注基準額の等級に格付けされた者がいないとき、若しくは、僅少であるとき、又は当該工事の施工地係、若しくは、その周辺に営業所を有する優良な者等で特に必要と認めるときは、当該等級より1等級上級または、1等級下級の等級に格付けされた者を選考することができる。

(3) 継続して発注する一連の工事のうち、施工済工事の検査成績（施工中のものにあつてはその施工状況）が優良な当該工事の請負業者には、当該等級より1等級上級または1等級下級の継続工事を選考できる。

(4) その他、必要がある場合には、発注基準額より1等級上級又は1等級下級の等級に格付けされた者を選考することができる。

(5) 特殊または高度な技術、技能または機械設備を必要とする工事については、第2条、第3条第1項、および第4条の規定にかかわらず、当該工事を発注することができる等級より1等級上級または1等級下級に格付けされた者を選考することができる。

(6) 天災等諸般の事情により特に緊急施工を要する工事の場合は、第2条、第3条第1項、および第4条の規定にかかわらず、当該工事地係またはその周辺に営業所を有する者を選考することができる。

(7) 随意契約に付する場合は、当該工事の施工上必要とする相当な能力を十分勘案して選考することができる。

(8) その他、特に必要と認められる場合は、第2条、第3条及び第4条の規定にかかわらず、業者を選考することができる。

(指名業者選考委員会の審議)

第10条 指名業者の選定にあたっては、永平寺町指名業者選考委員会の審議を得ることとする。

(その他)

第11条 この基準に定めのない事項については、副町長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成18年2月13日から施行する。

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、平成31年3月31日までは試行期間とする。

別表1 業者選定数基準

土木一式工事

請負に付する金額	指名業者数
500万円未満	5社以上
500万円以上～1,000万円未満	7社以上
1,000万円以上	8社以上

別表2 発注基準

等級	土木一式・管工事	摘要
	発注基準額	
A	130万円以上	
B	130万円以上 700万円未満	

別表3 工事成績

工事成績の内容（対象工事300万円以上）	工事完成検査が行われた町発注工事の数	乗じる割合	加減点の別
総評点の平均点が80点以上の場合	1	4/100	加点
	2以上	8/100	
総評点の平均点が75点以上80点未満の場合	1	3/100	
	2以上	6/100	
総評点の平均点が70点以上75点未満の場合	1	2/100	
	2以上	4/100	
総評点の平均点が65点以上70点未満の場合	1	1/100	
	2以上	2/100	
総評点の平均点にかかわらず、総評点が60点未満の工事がある場合		5/100	減点

(注) 平均点に小数点以下の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

別表4 安全管理措置の不適切に基づく指名停止措置

指名停止等措置の内容	乗じる割合
文書注意	1/100
指名停止の期間が1カ月未満	2/100
指名停止の期間が1カ月以上2カ月未満	3/100
指名停止の期間が2カ月以上3カ月未満	4/100
指名停止の期間が3カ月以上	5/100

別表5 不正行為等に基づく指名停止措置等

指名停止等措置および指名除外の内容	乗じる割合
警告または注意	2 / 100
指名停止（除外）の期間が1カ月未満	4 / 100
指名停止（除外）の期間が1カ月以上2カ月未満	6 / 100
指名停止（除外）の期間が2カ月以上3カ月未満	8 / 100
指名停止（除外）の期間が3カ月以上12カ月未満	10 / 100
指名停止（除外）の期間が12カ月以上	15 / 100

別表6 監督処分

監督処分の内容	乗じる割合
指示	2 / 100
営業停止の期間が10日未満	4 / 100
営業停止の期間が10日以上30日未満	6 / 100
営業停止の期間が30日以上	8 / 100
許可取消し	10 / 100